

30消安第5104号

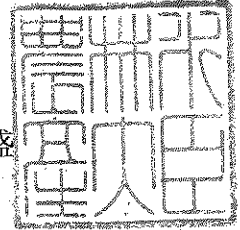
平成31年2月1日

農業資材審議会長

山本 廣基 殿

農林水産大臣

吉川 貴盛



飼料の公定規格の一部改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第26条第6項において準用する同法第3条第2項の規定に基づき、下記の飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号。以下「公定規格」という。）の一部改正について、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 公定規格の備考の3の別表第3に、別紙の飼料原料名の欄に掲げる飼料原料等の可消化養分総量、代謝エネルギー等を定めること。
- 2 公定規格の備考の3の第2章の2の表に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（140）に規定するフィターゼ（その2の（4））を追加し、当該フィターゼによる分解の結果生じる非フィチン態りんの算出方法として、「飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.14」を定めること。